

住宅版エコポイント制度（案）概要①

■エコポイントの発行対象

平成22年1月1日以降着手のものから、

（ただし、新築住宅については平成21年12月8日以降着工）

平成22年12月31日着手のものまでを対象期間とし
補正予算成立日以降に工事完了・引渡しのもの

(1) エコリフォーム

窓の改修設置、外壁・天井・床等の断熱材の改修施工

(2) エコ住宅の新築

- ・省エネ基準を満たす木造住宅
- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅

■住宅版エコポイントの取得

①エコリフォームについては、現在検討中

②エコ住宅の新築：

◎(仮)住宅版エコポイント申請書

◎エコポイント対象住宅判定基準適合の証明書等

上記の書類等を、

(仮)住宅版エコポイント事務局(^注家電事務局とは違う)
に提出することが求められる。(事務局や時期は未定)

住宅版エコポイント制度（案）概要②

■エコポイントの交換対象とポイント(検討中)

- ◎家電エコポイントの交換対象商品等
- ◎上記以外の交換対象を多様化する予定
- ◎エコリフォームは、
窓取替え1箇所:1万5000円程度を想定
- ◎エコ住宅の新築は、
30万円程度を想定

■エコポイント対象住宅判定基準証明書類

＜エコ住宅の新築に関する証明＞

以下のいずれかになります。

- ①「設計住宅性能評価書」(省エネ等級4適合)
- ②「建設住宅性能評価書」(省エネ等級4適合)
- ③長期優良住宅の認定通知書
- ④長期優良住宅の技術的審査適合証
- ⑤フラット35S(省エネルギー性)の竣工現場検査に関する
通知書・適合証明書(新築住宅)
- ⑥フラット35S(20年金利下げタイプ)(省エネルギー性)の
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(新築住宅)
- ⑦「住宅事業主基準」に係る適合証(省エネラベリング等)
- ⑧エコポイント対象住宅証明書

住宅版エコポイント制度（案）概要③

■ 構造別・建て方別の判定基準と必要な証明書類

<木造住宅> ⇒ 省エネ基準(等級4)

したがって証明書は①～⑤のいずれか。

もしくは⑧の証明書(①～⑤のいずれもない場合)

- ①「設計住宅性能評価書」(省エネ等級4適合)
- ②「建設住宅性能評価書」(省エネ等級4適合)
- ③長期優良住宅の認定通知書
- ④長期優良住宅の技術的審査適合証
- ⑤フラット35S(省エネルギー性)の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(新築住宅)
- ⑧エコポイント対象住宅証明書

<木造以外の一戸建て住宅>

⇒ 住宅事業建築主基準(省エネラベル基準)

したがって証明書は⑥または⑦、もしくは⑧

- ⑥フラット35S(20年金利下げタイプ)(省エネルギー性)の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(新築住宅)
- ⑦「住宅事業主基準」に係る適合証(省エネラベリング等)
- ⑧エコポイント対象住宅証明書

<共同住宅等(併用、長屋等も含む)>

⇒ 別途基準を作成中

住宅版エコポイント制度（案）概要④

■エコポイント対象住宅証明書の取得について

※登録住宅性能評価機関に証明依頼を提出して
審査を受ける必要があります。（有料です）

※依頼時期は、着工前・着工後を問いません。

<木造住宅>

証明依頼書に加えて、省エネ基準審査（等級4適合）に必要な図書を提出してください。

<木造以外の一戸建て住宅>

証明依頼書に加えて、省エネ基準審査に必要な図書及び設置する設備機器等が明示された図書（設備機器が確認できる仕様書、基準達成率算定シートや算定webプログラム出力表など）

*省エネ基準適合は評価書等を活用することもできます。

<共同住宅等（併用、長屋等も含む）>

証明依頼書に加えて、省エネ基準審査に必要な図書及び設置する設備機器等が明示された図書

※ ※上記の証明書発行業務の開始時期・料金・受付方法及び審査期間については検討中ですが、当センターでも行う予定です。